

岡山市犯罪被害者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市犯罪被害者等基本条例（平成22年市条例第56号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第4条に基づき、犯罪被害者等の被った生活上の不利益等の軽減及び回復を図るため、犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）
- (2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由のため、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市内に居住している者をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は医師の診断により全治1月以上の加療を要する重傷病（重傷病には精神的傷害を含む。）
- (4) 被害者 犯罪行為により犯罪被害を受けた市民をいう。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給する。

- (1) 遺族支援金 死亡した被害者の遺族（以下「遺族」という。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が発生した時において、次条の規定による第1順位の遺族に対して支給する支援金
- (2) 重傷病支援金 重傷病を受けた被害者に対して支給する支援金

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び本市パートナーシップ宣誓書受領証など公的な証明を受けているパートナーである者を含む。以下同じ。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合においては、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者（以下「代表者」という。）とする。

(支援金を支給しないことができる場合)

第5条 市長は、規則第4条第3項に基づき、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

- (1) 被害者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係にある者及び本市パートナーシップ宣誓書受領証など公的な証明を受けているパートナーである者を含む。）にある場合
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円

- 2 死亡した被害者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に重傷病支援金の支給を受けている場合における遺族支援金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた重傷病支援金の額を控除した額とする。

(遺族支援金の支給の申請)

第7条 遺族支援金の支給申請は、遺族支援金支給申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が申請することができる。

- 2 前項の申請について、規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が認める書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 当該犯罪被害に遭った時において、被害者が市民であったことを証明することができる書類
- (3) 被害者との続柄を証明することができる書類
- (4) 申請者が本市パートナーシップ宣誓書受領証の交付など公的な証明を受けているパートナーであるときは、その事実を認めることができる書類(パートナーシップ宣誓書受領証等)
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第4条第1項第2号及び第3号の第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

(重傷病支援金の支給の申請)

第8条 重傷病支援金の支給申請は、重傷病支援金支給申請書(様式第2号)を市長に提出して行わなければならない。ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が申請することができる。

- 2 前項の申請について、規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が認める書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった年月日、治療に要する期間及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書

(2) 住民票の写し（やむを得ない理由で本市に住民基本台帳に記録がない場合は、その理由が証明できる確認書類）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しない。

(申請期限)

第9条 支援金の申請期限は、次のとおりとする。

(1) 当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内

(2) 当該犯罪被害が発生した日から7年以内

(支給決定等)

第10条 市長は、第7条第1項及び第8条第1項の申請があった場合には、必要に応じ関係機関へ情報等を照会し、支援金支給について可否の決定(以下「支給決定等」という。)を行わなければならない。

2 市長は、支給決定等を行うため必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

(支給決定等の通知等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により支援金を支給し、又は支給しない旨の決定を行ったときは、速やかに犯罪被害者等支援金支給決定通知書(様式第3号)又は犯罪被害者等支援金不支給決定通知書(様式第4号)により、その内容に当該申請をした者に通知するものとする。

(支払の請求)

第12条 支援金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、犯罪被害者等支援金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第13条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(支援金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた支援金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。